

第 18 号 議 案

敦賀市医療基盤整備基金条例制定の件

敦賀市医療基盤整備基金条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市医療基盤整備基金条例

(設置の目的)

第1条 市立敦賀病院の施設整備等に係る一般会計からの繰出金の財源を確保するため、敦賀市医療基盤整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

市立敦賀病院の施設整備等に係る一般会計からの繰出金の財源を確保するため、敦賀市医療基盤整備基金を設置したいので、この案を提出する。